

## 朝日村森林普及啓発活動研修会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林の整備や多面的機能を推進する人材の育成や確保に関する活動を推進することにより、自立的・持続的な森林管理の実現と、多面的機能の維持継続を図るため、村内団体等が行う、研修会、体験会等に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、朝日村補助金交付規則（昭和39年朝日村規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 研修会 朝日村内で行われる森林、林業に関する技術、知識の啓発、習得を目的とした座学または実地で行うイベントをいう。
- (2) 体験会 森林に親しむ活動のうち、森林の多面的機能の啓発や森林管理を担う人材の育成や確保に資する体験型のイベントをいう。

(交付対象者)

第3条 森林普及啓発活動研修会補助金（以下「補助金」という。）の交付対象者となる者は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。ただし、村長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 朝日村内に存する自治組織(区、地区等)
- (2) 構成員の半数以上が村民で構成される団体(生産森林組合、任意団体等)
- (3) 村内に存する教育関係団体(P T A、コミュニティスクール等)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、森林の多面的機能の普及啓発、並びに、森林に関わる人材の育成及び確保が見込める事業を主催する団体等

(交付対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる第2条の事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 村内団体等の自発的活動であること。
- (2) 朝日村を基盤とする活動であること。
- (3) 営利を目的としない活動であること。ただし、当該事業の利益を当該団体の構成員に分配しないで、当該団体の活動費として使用する場合は、この限りではない。
- (4) 公益性のある活動であること。
- (5) 宗教及び政治活動を目的としない活動であること。
- (6) 反社会的な活動でないこと。
- (7) 広く参加者を募ること。

(補助対象経費)

第5条 第2条の事業を実施する費用のうち、次のものを補助対象経費とする。

- (1) 開催に係る報償費、旅費、需用費、役務費、使用料、賃借料及び保険料
  - (2) 前号に掲げるもののほか、村長が特に補助対象経費として認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、当該団体の構成員が直接金銭、物品等を受益するための経費は認めない。
- 3 必要経費の支出は、朝日村と申請者の間で調整を行うものとする。
- 4 講師の謝礼は、原則として講義時間1時間につき3,100円を乗じたものとする。ただし、これによりがたい場合は、その理由を計画書及び実施内訳書の経費内訳欄等に記載するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の100/100以内とし、5万円を限度とする。

- 2 補助金は、申請団体が同一年度内に複数回申請をした場合でも5万円を上限とする。ただし、村長が認める場合は、この限りでない。

(交付申請)

第7条 補助金を受けようとする者は、当該事業の実施前に朝日村森林普及啓発活動研修会補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 朝日村森林普及啓発活動研修会計画書(様式第2号)
- (2) 需用費等のうち、購入金額が1万円を超えるものの見積書
- (3) 団体の存する事を証する書類(総会資料、構成員名簿、規約等)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 村長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、その内容を審査して補助金交付の可否を決定し、朝日村森林普及啓発活動研修会補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第9条 当該補助事業の内容の変更及び中止をするときは、朝日村森林普及啓発活動研修会補助金変更(中止)承認申請書(様式第4号)に必要な書類を添えて村長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 当該補助事業を完了したときは、朝日村森林普及啓発活動研修会補助金実績報告書(様式第5号)に、次の各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 朝日村森林普及啓発活動研修会補助金実績内訳書(様式第6号)

- (2) 参加者名簿
- (3) 実施写真（開催状況などが分かるもの）
- (4) 当日配布の資料
- (5) 領収書の写し
- (6) 謝礼支払内訳書
- (7) 別に定めるアンケート（研修内容に即したものとし、参加者から徴取したもの）
- (8) 広く参加者を募ったことが分かるもの（チラシ、新聞記事等）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の確定）

第11条 村長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認められた時は補助金交付額を確定し、朝日村森林普及啓発活動研修会補助金交付確定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第12条 申請者は、補助金の交付を請求しようとするときは、朝日村森林普及啓発活動研修会補助金交付請求書（様式第8号）を村長に提出しなければならない。

（適用除外）

第13条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは補助金を交付しないものとする。

- (1) 補助事業が利益を獲得し、その利益を当該団体の構成員に分配するために行ったことが明らかなきとき。
- (2) 補助事業が宗教及び政治活動に該当すると認められるとき。
- (3) 補助事業が反社会的活動と認められるとき。
- (4) 既に国、県、本村等が実施している同様の趣旨の他の補助事業による補助金の交付の対象となったとき。

（補助金の返還）

第14条 村長は、申請者が虚偽又は不正な方法により補助金の交付を受けたときは、補助金の全額又は一部を返還させることができるものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。